



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*5 和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課)..... 1

○ 公安委員会規則

*1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

95 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 3

96 " (")..... 3

97 " (")..... 3

98 " (")..... 3

99 指定自立支援医療機関の変更 (")..... 4

100 " (")..... 4

101 一般競争入札による落札者の決定 (医務課)..... 4

102 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 (薬務課)..... 5

103 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 7

104 保安林の指定 (森林整備課)..... 8

105 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 8

106 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 8

107 使用料の収納事務の委託 (建築住宅課)..... 9

○ 選挙管理委員会告示

11 政治団体の届出事項の異動の届出 9

12 政治団体の解散の届出 9

13 政治団体の設立の届出 10

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課)..... 10

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公文書の開示の実施の方法) 第8条 略 2 略	(公文書の開示の実施の方法) 第8条 略 2 略

- 3 次の各号に掲げるフィルムについての条例第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1)・(2) 略
- (3) スライドフィルム 次に掲げる方法
ア・イ 略
- (4) 略
- 4 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1)・(2) 略
- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、知事はその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
ア～エ 略
- オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- 5～8 略

- 3 次の各号に掲げるフィルムについての条例第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1)・(2) 略
- (3) スライドフィルム次に掲げる方法
ア・イ 略
- (4) 略
- 4 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1)・(2) 略
- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、知事はその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
ア～エ 略
- オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- 5～8 略

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第8条第3項第3号の改正規定及び同条第4項第3号の改正規定(「除く。)」を「除く。」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月4日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置			別表第2(第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置		
所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置		所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置		名称	位置
略			略		
和歌山県有田警察署	辻堂警察官連絡所	略	和歌山県有田警察署	辻堂警察官連絡所	略
				宮原警察官連絡所	有田市宮原町新町

略

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
宮前薬局	和歌山市北中島一丁目71	阪井哲司	令和 元. 5. 1

和歌山県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
なかふさ診療所	岩出市中迫553-1	田中賢	令和 元. 5. 1

和歌山県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エコ薬局岩出店	岩出市高塚65-8	廣瀬真由子	令和 元. 5. 1

和歌山県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
ローズマリー薬局	岩出市西安上字林前62番地3	北村泰亨	令和元. 5. 1

和歌山県告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
三ツ星薬局小学校前	御坊市藪263-3 小林ビル1F	医療機関の名称	株式会社くまの薬局御坊店	三ツ星薬局小学校前	平成31. 2. 1

和歌山県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
株式会社第一薬局黒田	和歌山市黒田93-1 メゾンクロダ102号室	医療機関の名称	第一薬局黒田	株式会社第一薬局黒田	平成31. 4. 8
		医療機関の所在地	和歌山市黒田139-3	和歌山市黒田93-1 メゾンクロダ102号室	

和歌山県告示第101号

平成31年度及び平成32年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達の名称及び数量

平成31年度及び平成32年度和歌山県立こころの医療センター電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地

3 落札者を決定した日

令和元年5月15日

4 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

- 5 落札金額
41,661,457円（うち消費税及び地方消費税の額3,086,033円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年3月19日

和歌山県告示第102号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「合法ハーブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「ガン キメセク」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「メスイキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「潮吹き♂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「ケツマンコ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「拷問ドロドロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「ecstasy trip」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真を付して、「Monster devil」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「HYBRID HERB (by shotgun)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「爆キメ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「とろける2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「MAXゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「ガングメ・ウケ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「操人形♀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「RASHバイアグラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「RASH淫乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「RASH拡張」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「アナルフィスト（直）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「ドロドロ性行」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「分泌液トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「BORN TO RIDE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「LGBT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「SEX MACHINE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「18+」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Sex Bomber super harb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (28) 次の写真に示すとおり、「狂マゾヒスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「オーガズムリキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「キメ肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP53 マンゴースカンク (Mango Skunk) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP52 レッドドラゴン (REDDRAGON) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP51 ハワイアンスノー (Hawaiian Snow) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (34) 次の写真を付して、「MP63 MONSTER (モンスター) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真を付して、「MP62 SATAN (サターン) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真を付して、「MP61 BLAZE (ブレイズ) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「COCOMO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「生専用 P-Liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「萬亀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「DEEEEP's」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「月夜の華傘」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「ぶっとびオナニグマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「NIGHT RODDY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Spider Hole」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「HYPER ZONE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「PAIZOO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「REAL EROS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「HAME DREAMER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「秘宝皆伝 紅達磨」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「FIRE HEAD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「イラズラ仙花」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「Sexy Hi」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「阿修羅 濡如」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「阿修羅 勃廻」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「阿修羅 鬼締」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「Vantage」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「あなMaster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「001 Heaven」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「Junky Monster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「淫Pact」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「ヌル地獄」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (62) 次の写真に示すとおり、「連射Grenade」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「Fire Bomb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「KUSARI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「Mega Dopyu」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「SPIRAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (67) 次の写真に示すとおり、「SOLID SMOKE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (68) 次の写真を付して、「SPIRAL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「魔神香 性獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「魔神香 狂奏」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「魔神香 トロ専」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「Diamond Drive」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「Love Fantasy」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (74) 次の写真を付して、「合法濃縮オイル」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「Mgical TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (76) 次の写真に示すとおり、「S」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和元年6月4日

和歌山県告示第103号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
2001			令和 元. 5. 14	奈良県桜井市戒重137 番地	西垣林業株式会社 代表取締役 西垣雅史	木材	愛知県名古屋瑞穂区 桃園町3番23号 京都府舞鶴市字喜多小 字片淵243-4 静岡県磐田市加茂1225 -1 茨城県小美玉市鶴田字 兵庫久保730-5 山形県酒田市宮海字明 治90-10 高知県南国市蛸が丘1- 1-1 愛知県豊田市御船町山 ノ神56-116 奈良県桜井市大字戒重 137番地

和歌山県告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町添野川字三郎塚山1343の3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第105号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第106号

平成31年和歌山県告示第445号（以下「告示第445号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
亀田秀美
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施

業要件

告示第445号のとおり

和歌山県告示第107号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を平成31年4月1日から次の者に委託した。

平成30年和歌山県告示第617号(使用料の収納事務の委託)は、平成31年3月31日限り廃止した。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山市十三番丁30番地 和歌山県住宅供給公社

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県郵政政治連盟支部	宗信宏	主たる事務所の所在地	海南市原野323-1	有田郡湯浅町栖原816	平成31.4.15
		代表者	宗信宏	橋本雅己	平成31.4.15
		会計責任者	岩中一史	平松正彦	平成31.4.15

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
富安民浩後援会	寒川賢蔵	主たる事務所の所在地	日高郡日高町高家663	日高郡日高町荻原917-1	平成31.4.15
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	武内正次	主たる事務所の所在地	和歌山市湊通丁南1丁目1の3 名城ビル2F	和歌山市湊通り丁南1丁目1の3 名城ビル2F	平成31.3.20
		会計責任者	吉田小雪	島正興	平成31.3.20
大石元則後援会	佐藤格司	主たる事務所の所在地	新宮市木ノ川539の2	新宮市木ノ川179	平成31.4.22

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
清水まさおき後援会	宮下通明	平成 31.4.23
末期糖尿病からの生還	中谷哲久	平成 31.4.23

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
城本和男後援会	下崎弘通	城本依穂	東牟婁郡那智勝浦町大字下里598番地4	平成 31.4.12
慶和会	松本和彦	松本美幸	東牟婁郡那智勝浦町大字天満30番地8	平成 31.4.19

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和元年度 調達案件番号 20190046473号

(2) 調達案件名

高速液体クロマトグラフ質量分析装置

(3) 調達物品の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(6) 納入場所

和歌山県環境衛生研究センター 東館2F 機器分析室
（和歌山市砂山南三丁目3-45）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和元年6月4日（火）から同年7月9日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和元年7月17日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年7月16日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和元年7月16日（火）午前9時から同月17日（水）午前10時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

High-performance liquid chromatograph mass spectrometry system : 1 set

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 17 July 2019 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 16 July 2019)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288